

荒川太郎右衛門地区自然再生事業について

関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課 牛窪 徹

1. はじめに

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳にその源を発し、秩父盆地を貫流し、熊谷付近で平野に出たのち東南に流れを変え、途中で入間川と合流して荒川放水路を経て東京湾に注ぐ流路延長173km、流域面積2,940km²の一級河川である。

当事務所では、荒川河川敷に残る貴重な自然を保全・再生し、豊かな生態系の保全・回復を図るため、自然の拠点（核）を整備し荒川やその支川を活用したエコロジカル（ビオトープ）・ネットワークの構築を推進している。

本事業では、荒川太郎右衛門地区（以下「本地区」という。）の自然環境を回復するとともに、エコロジカル・ネットワークの構築の一環として、自然の拠点（核）となる本地区の自然再生を実施することを目的とする。

2. 荒川太郎右衛門地区の概要

荒川太郎右衛門地区自然再生事業の対象となる荒川太郎右衛門地区は、太郎右衛門橋下流約4km区間（河口より約50.4km～54km）に位置する。本地区の旧流路は、約70年前の河川改修事業により、捷水路の整備と横堤が築かれ、蛇行していた旧流路は2本の横堤により3つの池（上池、中池、下池）に分断され現在に至っている。

池周辺は、本来河川の氾濫源に見られる自然環境が残り、ヨシ・マコモ等の抽水植物、ムクノキ・ハンノキ等の河畔林、カワセミ（鳥類）・ホンドキツネ（哺乳類）等多様な動植物の生息・生育環境となっている。

しかし、乾燥化に伴い湿地環境が減少し、また、ハンノキ林が高木・壮齢樹化しており、本地区において事業が実施されない場合、本来河川周辺で見られる多様な生態系が失われる等の状態が予想され、早急な対策が求められている。

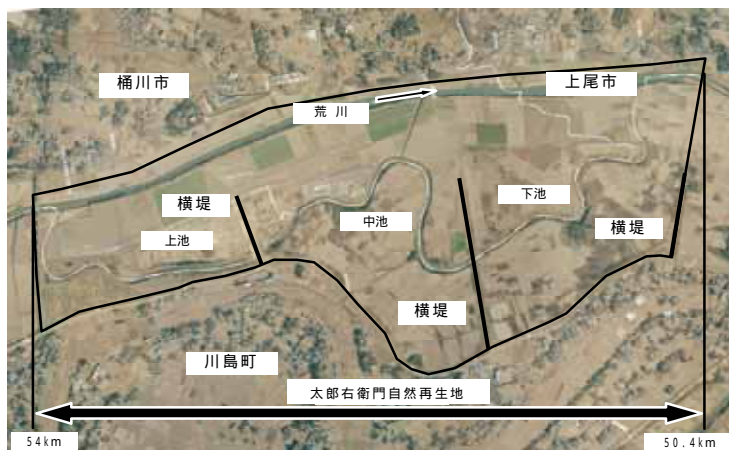


図 - 1 自然再生の対象となる区域

| | | |
|----|---------|---------|
| 動物 | 哺乳類 | 4科 6種 |
| | 鳥類 | 12科 20種 |
| | 爬虫類 | 3科 4種 |
| | 両生類 | 2科 3種 |
| | 魚類 | 5科 6種 |
| | 甲殻類 | 2科 2種 |
| | 貝類 | 2科 4種 |
| | 昆虫類 | 17科 20種 |
| | クモ類 | 1科 1種 |
| 植物 | 12科 13種 | |
| 合計 | 60科 79種 | |

表 - 1 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種

3. 荒川太郎衛門地区自然再生事業の取組み

本事業では、自然再生推進法の仕組みを取り入れ、全国初の「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」(以下「協議会」という。)を平成15年度に設立した。

協議会の趣旨として、本地区にふさわしい自然環境の保全・再生を行っていくため、参加する多様な主体の委員がそれぞれ汗をかいて事業の実施に取り組むこととした。

また、目的として、構想作成や調査設計など初期段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで必要となる協議を行うこととした。

協議会の進め方としては、グループに分かれワークショップを行い、各グループの結論をまとめ、全体で議論したうえで合意事項として決定し、合意の形成を図った。

3.1 本事業の経緯

平成15年2月、学識者・関係地方公共団体と共に協議会設立準備会を開催し、協議会委員の公募方法等について確認した。準備会后、新聞・HP等より、協議会委員と事業箇所の名称を公募した。

平成15年3月下旬、第2回協議会設立準備会を行い、公募のあった27団体、23個人全員を委員として採用した。また、事業箇所の名称を「太郎衛門自然再生地」に決定した。

平成15年度、荒川太郎衛門地区自然再生協議会を設立し、5回の協議会を開催して「自然再生全体構想」を作成した。

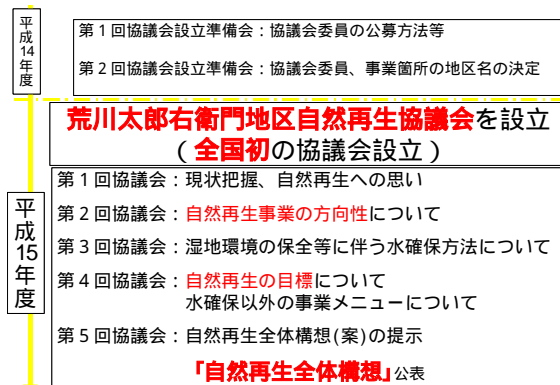


図 - 2 本事業の経緯

4. 自然再生の目標と施策

自然再生全体構想の内容の内、今回は、自然再生事業の目標および自然再生目標を達成するための施策等について次に示す。

4.1 自然再生の目標

本事業では、協議の結果、次のような目標を設定した。

1. 現状の湿地環境の保全

自然再生地固有の多様な生き物を保全し、かつ、それらが生育・生息できる湿地環境を保全する。

【近年確認されている希少種67種が生息可能な自然環境を保全】

2. 過去に確認された生物が住める環境の再生

過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指すものとする。

【かつて確認されたが、近年確認されていない希少種6種の再生】

3. 荒川エコロジカル・ネットワーク

自然再生地は、周辺地域も含めたエコロジカル・ネットワークの核となる区域と位置付けるものとする。

4. 多様な水深の開放水面の拡大

湿地環境を保全・再生するにあたっては、荒川本川水、雨水、湧水等の自然な水を用い、多様な水深の開放水面を拡大するものとする。

【昭和20年代以上の開放水面面積を段階的に確保】

5. 蛇行形状の保全

約70年前の蛇行形状が今なお変わらず残る、歴史的に貴重な荒川旧流路を保全し、後世に伝えるものとする。

6. 治水面からもプラス

将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

4.2 自然再生目標を達成するための施策

自然再生目標を達成するための施策として、現時点で考えられる下記のような施策を提示した。ただし、今回示す施策については、現時点で考えられるメニューを提示したものですべてを実施するものではなく、各施策はモニタリングを行いながら段階的に事業を行うこととした。

1. 雨水の利用（周辺の水又は農業用水）

池への水の供給に雨水を利用する。

2. 上池の掘削

上池において、掘削を行う。掘削の範囲・深さについては、モニタリングを行いながら決定し、段階的に実施していく。

3. 高水時の本川からの導水

上池に水を供給するため、荒川本川と上池の本川接続部を掘削し高水時に本川から旧流路への流入頻度を高める。

4. 池の連結

上池及び下池に中池から水を供給し、生物が往来できる様に上池-中池間、中池-下池間の横堤部分をボックスカルバートなどで連結する。

5. 市野川の導水検討（湿地を使った浄化検討）

旧流路の水確保のため、市野川から導水を今後の検討対象とし、必要性の有無も含めた検討を行う。

6. ワンド・エコトーン

開放水面を拡大し、ヒシやメダカなどの水性動植物の生育・生息環境を再生するため、旧流路とつながるワンドを造成する。

7. 河畔林の保全（中池）

中池右岸側のムクノキ・エノキ林から成る河畔林の保全及びまとまった自然地を確保するため、民有地を公有地化し、適切な管理を行う。

8. ハンノキ林の保全・再生（下池）

下池に現存するハンノキ林を含む周辺地区を公有地化し、適切な保全・管理を行っていく。またハンノキが発芽、生育する湿性地を新たに創出する等の検討も行う。

9．モニタリング

自然再生の事業を進める上で、常に科学的知見に基づき物理環境や生物環境についてモニタリングを行い、その結果の評価を踏まえ、維持管理や整備を段階的に進めるものである。

10．維持管理

保全地区における外来種対策、ゴミの処分等維持管理について、多様な主体の連携・参加のもと実施していく。

11．治水面での施策

調節池計画との整合、整備により生じた土砂の有効活用などを実施していく。

12．環境学習と安全な利用

環境学習、利用者の受け入れ等に対応した事業を実施する。

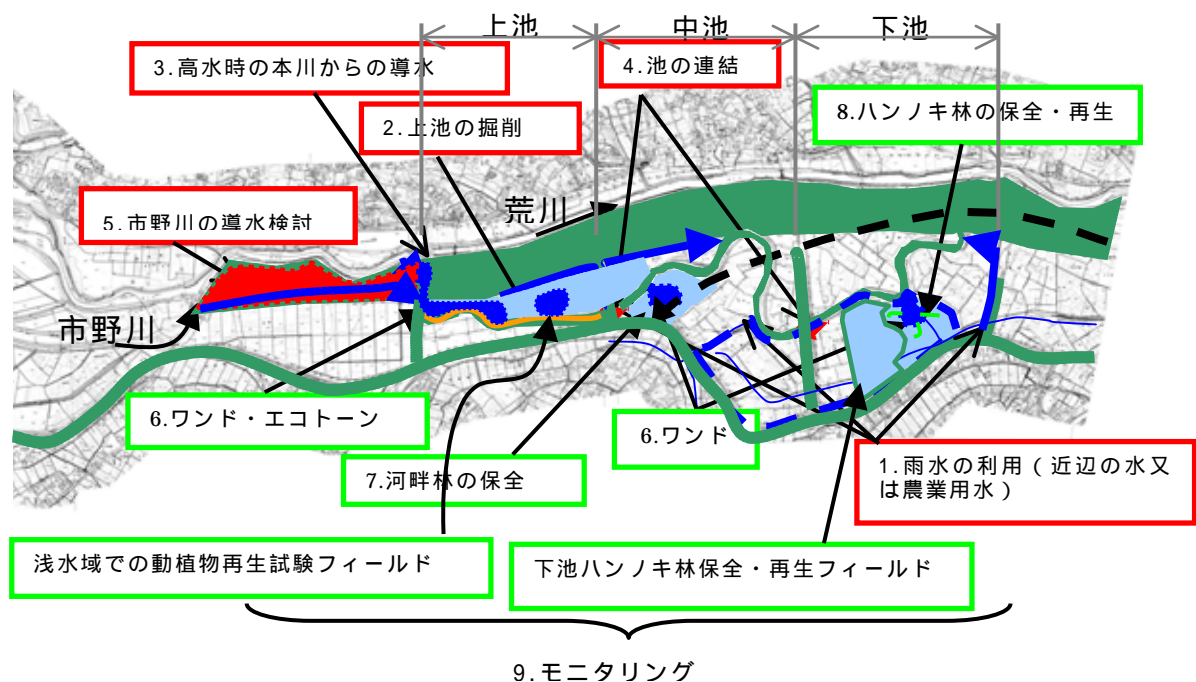


図 - 3 自然再生目標を達成するため考えられる施策

5．今後の方針

今後は、「自然再生事業実施計画」の作成、当該実施計画に基づく本事業の実施を行い、協議会で合意した自然再生目標の達成を目指す。そのため、具体的な設計・施工計画、モニタリング計画、効果的な事業実施のための評価手法を検討する。また、環境学習と安全利用について、環境学習の支援、利用者の受け入れ等についても検討する。